

第5章 有害化学物質等

1 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類の概況

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称であり、物質によって毒性の強さが異なるため、比較や加算が可能な毒性当量(TEQ)に換算して評価します。

表 5-1-1 ダイオキシン類の環境基準

大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1 pg-TEQ/l以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下

(2) ダイオキシン類調査結果

河川水質、土壌および河川底質について、市では

項目と地点を定め、ダイオキシン類の調査を実施しています。平成30年度は、河川の水質と土壌について調査を行いました。

① 水質

平成30年度は、日野川で調査を行いました。その結果、日野川の河川水のダイオキシン類濃度は0.085 pg-TEQ/lで、環境基準(1 pg-TEQ/l)を満たしていました。(資料編 表 5-5)

② 土壌

平成30年度は、市中央部として中央公園、南中山地区として南中山小学校校庭を調査しました。その結果、中央公園のダイオキシン類濃度は0.19pg-TEQ/g (dry)、南中山小学校校庭は0.0060 pg-TEQ/g (dry)で、共に環境基準(1,000 pg-TEQ/g (dry))を満たしていました。(資料編 表 5-6)

2 PRTR 制度

平成14年4月から、PRTR法(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」)に基づく化学物質の排出量等の届出制度が施行されました。対象となる事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかなどについて報告し、国はそれを集計し公表しています。

(参考:PRTR法は、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。報告が義務付けられている化学物質は462種類です。)

3 空間放射線量

本市では原子力災害に備え、緊急時に市民への情報提供や避難誘導が迅速に行えるよう、平常値を把握するため、毎年9月と3月に市内17地区で空間放射線量率の測定を実施しています。

本市内の各小学校グラウンドにおけるこれまでの空間放射線量率定期測定結果は、0.06~0.11 マイクロシーベルト毎時であり、日本での平均的な空間放射線量(約0.171 マイクロシーベルト毎時)より低い値となっています。(資料編 表 5-10)